

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人筒憩会

社会福祉法人箆憩会 役員報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人箆憩会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間108万円とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間36万円とする。
- 3 理事の報酬月額は別表1で定める額とする。
- 4 監事の報酬月額は別表1で定める額とする。
- 5 評議員の報酬は別表2で定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費を、旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 評議員の報酬は必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができることとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月10日から施行する。

(別表1)

	(月額)
理事	15,000円
監事	15,000円

(別表2)

	会議の参加等 (日額)
評議員	10,000円